公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第６８０号
仙台市青葉区小田原４丁目３番13―408号、従前の住所仙台市宮城野区小田原１丁目５番12―403号
債務者　阿部　和久
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６９４号
仙台市宮城野区岩切字台屋敷94番地　テラスハウス台屋敷107
債務者　千葉　真也
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５１号
千葉県夷隅郡大多喜町湯倉175番地
債務者　齋藤美智子
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第６６号
千葉県茂原市箕輪222番地８（コーポみのわ201号）
債務者　三橋　俊一
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第１１１号
富山県砺波市表町３番12号
債務者　川口　宗一
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第１１２号
富山県砺波市表町３番12号
債務者　川口　洋子
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第２７３号
石川県かほく市高松ノ35番地４　コーポ高松１号棟304号室
債務者　竹中　　誠
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４６号
岐阜県可児市中恵土1862番地１　レオパレス和106、前住所三重県四日市市下海老町1750番地１　ハイツエリシャン104
債務者　川合　幸夫
1　決定年月日時　平成27年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第２７４号
静岡県沼津市大手町３丁目３番15号　陽輪台沼津マンション204
債務者　大嶋　　啓（旧姓松原）
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１５９６号
名古屋市守山区茶臼前20番33号　ヒルズ喜多山402号
債務者　岡村　通子（旧姓喜村）
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７３２号
名古屋市瑞穂区高田町２丁目27番地の１　ガーデンパレス桜山306号
債務者　戸松　卓也
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７４１号
名古屋市守山区花咲台１丁目203番地　メゾンフィオーレⅡ101号
債務者　ニルセン　スティーブン　アサイこと　ＮＩＥＬＳＥＮ　ＳＴＥＰＨＥＮ　ＡＳＡＩ
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７７９号
名古屋市中村区大宮町２丁目22番地　ウエスタンビル303号
債務者　小森　政輝
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８３１号
名古屋市熱田区波寄町22番23号　グランドメゾン金山３－Ａ号
債務者　栗山　光國
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５０号
滋賀県長浜市平方町582番地６　南風荘２－６号室
債務者　山田　　徹
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２７年（フ）第４３６号
兵庫県姫路市忍町207番地　シャトー三和３号館305号
債務者　山脇亜紀子
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部